

【新設】(常時使用する従業員の範囲)

42の6-1の3 措置法令第27条の6第1項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

【解説】

- 1 本措置(措法42の6)は、資本金の額が1億円以下の法人(大規模法人の子会社等を除く。)又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人のほか、農業協同組合等に適用される。
- 2 そこで、従業員の数が1,000人以下であるかどうかの判定に当たって、法人が常時使用する従業員の範囲がどこまでかということが問題になるが、この場合の「常時使用する従業員の数」は、雇用形態が常用であると日雇いであることを問わず、常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の数によることとしており、このことを本通達において明らかにしている。
- 3 また、この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間労務に従事する者を使用しているときは、それらの事業の性質を考慮して、当該従事する者を「常時使用する従業員の数」に含めることとしている。
- 4 なお、連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の11-1の3)を定めている。